

最終更新日：2024年5月6日

本パートナー エンド ユーザー向け Dell APEX サブスクリプション条件（以下「本契約」といいます）は、Dell（下記に定義）がお客様による使用のためにサブスクリプションを提供する契約条件を定めます。本契約で使用される、「」により定義された用語は、下記の第 8 条（定義）の中で定義されます。

## 1. 引渡し、拠点、使用、危険負担、返却

- 1.1 引渡しと拠点：** Dell は、注文付随書に記載されている拠点に本製品を発送します。本機器に組み込んでソフトウェアを提供する場合、Dell は必要なすべてのライセンス キーを電子的な手段により提供するものとします。本製品の拠点への配達日より前、およびサブスクリプション期間中、お客様は、(i) 拠点に適切なスペースを設け、(ii) 本製品のサポートおよび運用のために必要な環境（電源、冷却装置など）を整備し、(iii) 本製品のサポートのために必要なサーバーおよびネットワーク接続を手配するものとし、サブスクリプション期間中これを維持するものとします。本製品は、Dell の書面による同意を事前に得ずに拠点から移動されてはなりません。お客様は、(i) 本サービスの提供、(ii) 計測、(iii) 本製品の点検、(iv) 資産回収の実施、および (v) その他本契約に規定されている Dell の権利の行使を目的として、Dell が拠点に合理的にアクセスするための権利を付与するか、取得するものとします。本機器がコロケーション拠点に設置される場合、お客様は、Dell が上記の本製品に関する自己の権利を行使する権利を有することを保証するものとします。お客様は、コロケーション拠点にお客様が本製品を設置したことを原因として生じたあらゆる紛争、請求、および論争（契約、不法行為（過失を含みます）またはその他のいづれを根拠とするかは問いません）について、Dell を免責することに同意します。
- 1.2 危険負担：** お客様は、資産の引渡から回収までの間、本製品およびライセンス供与された本ソフトウェアの、紛失、盗難、破損、または破壊に対する危険負担の責任を負います。サブスクリプション期間中にかかる損失が発生した場合、お客様はすみやかに Dell に通知し、影響を受けた本製品がお客様の費用負担で修理または交換されるまでの間も、すべての利用料を販売店に支払い続けるものとします。かかる事態が Dell の履行能力に影響を与える範囲において、本製品の修理または交換が済むまで Dell はその義務を免除されます。
- 1.3 所有権：** 不動産への取り付け方法または備え付け方法にかかわらず、Dell は本製品に対する所有権を常に保持するものとします。
- 1.4 使用とクラウド サービス プロバイダー**
- A. 使用：** お客様は、社内業務運用のために、サブスクリプション期間中のみ拠点において本製品を使用できます。サブスクリプション期間中に Dell が提供する本製品を使用するお客様の権利は、本契約の条件、該当する販売物別条件、および本ソフトウェアの場合は該当するエンドユーザー ライセンス契約の条件に準拠します。両当事者間で異なる条件に合意していない限り、[www.dell.com/eula](http://www.dell.com/eula)（「EULA」）に掲載されており、該当するエンド ユーザー サブスクリプション フォームの発行日時点において有効な、関連する本ソフトウェアの製品ファミリーの条件を適用するものとします。販売店がお客様に付与した権利のうち、本契約に定める権利を超えるものは、Dell に義務を課したり、Dell に適用したりしないものとし、販売店が当該権利に対する責任を単独で負います。お客様は、本製品の使用が適用法に違反しないことに同意するものとします。かかる違反は、他者の権利の侵害、児童ポルノに関する法律、または違法ギャンブルに関する法律の違反を含みますが、これらに限定されません。お客様は、未成年者を含む者に対するストーカー行為や嫌がらせを行い、または危害を加える目的で、あるいは虐待、欺瞞、ポルノ、わいせつ、中傷、誹毀、攻撃、暴力擁護、違法行為奨励目的で本製品を使用しないことに同意します。
- B. クラウド サービス プロバイダー：** 本契約の第 1.4 条 A（使用）または EULA にかかわらず、お客様がデル・テクノロジーズ パートナー プログラムの優良なクラウド サービス プロバイダー パートナーである場合、Dell は、サブスクリプション期間中にお客様の顧客にサービスを提供するために本製品（Dell がライセンス供与する本ソフトウェアを含みます）を使用する非排他的かつ譲渡不能な権利を、お客様に付与します。お客様は、本製品に保存され、本製品によって制御され、または本製品を通じてアクセスされる、お客様の顧客の情報、データ、記録に対するアクセス、処理、操作を行う目的のみ、顧客に本製品の使用を許可することができます。お客様は、お客様の顧客による本製品へのアクセスおよび本製品の使用に対して、お客様自身によるアクセスと同様に責任を負います。お客様は、サブスクリプションに関して自社の顧客と結ぶ契約に、本契約の規定に違反または優先する条件を含めないものとします。
- 1.5 サードパーティー製品：** エンドユーザー サブスクリプション フォームに基づいてお客様に提供されるサードパーティー製品には、サードパーティーの製造業者/サプライヤーの標準条件、ライセンス、サービス、保証、補償およびサポート条件（またはお客様とかかる製造業者/サ

ブライヤーとの間の該当する直接契約) が適用されます。お客様はかかる条件に同意し、サポートまたはその他販売物に関連する問題についてはかかるサードパーティーに直接連絡するものとします。これに伴い、サードパーティー製品に関連して Dell に対し保証、損害賠償、または補償を求める請求は排除されます。Dell は、**明示的な保証も条件の設定も行わず、商品性、特定目的への適合性、所有権および権利の非侵害を含むすべての黙示の保証、ならびに制定法、法的作用、取引もしくは履行の過程、または商習慣によって生じる保証を否認します。これは、サポート料およびライセンス料が Dell を通じて請求される場合であっても同様です。**一部のサードパーティー製品のライセンス条件は、販売物別条件に記載されています。サードパーティーの製造業者/サプライヤーとのライセンス契約に別段の定めがない限り、お客様は、サードパーティー製品を使用する権利が、サブスクリプション期間および本契約に従ってその延長が合意された場合の当該延長期間に限定されることを認めるものとします。

**1.6 本サービス：**本サービスおよび本製品固有の条件の範囲および詳細は、エンドユーザーサブスクリプションフォームで言及され販売物別条件を通して入手できる、該当する標準サービス説明書に規定されます。かかる標準説明書は、随時「サービス説明書」、「製品関連通知」、または「サービスブリーフ」と呼ばれます。適用されるエンドユーザーサブスクリプションフォームの日付時点で有効な適用される文書は、本契約に組み込まれているとみなされます。かかる標準説明書の対象にはならないカスタマイズされたプロフェッショナルサービスが提供される場合、その範囲および詳細は、相互に合意した作業範囲記述書（以下「SOW」といいます）において文書化するものとします。お客様は、本契約（該当する標準サービス説明書およびエンドユーザーの運用環境に関する保証を含みます）を遵守しない場合、Dell の本サービスの提供能力が制限される可能性があることに同意するものとします。このような場合、プロアクティブなサポート機能、応答時間、またはその他のサービスレベルは適用されなくなる場合があり、Dell は、サポートの継続に必要な料金調整を行い、再認定のための合理的な手数料を請求することにより、本サービスもしくはサブスクリプションまたはその両方を継続させる場合があります。

**1.7 お客様のコンテンツの所有権：**お客様は、(i) お客様のコンテンツに対する責任は引き続きお客様が負うこと、(ii) Dell はお客様のコンテンツの取り扱いや処理、使用の指図を行わないことに同意するものとします。

**1.8 本製品の返却、データの移行：**サブスクリプション期間の終了後 7 日以内に、お客様は、(i) 本製品からお客様のコンテンツを（本製品を破損しない方法で）移行および消去し、(ii) 本製品の資産回収を Dell が行えるようにするものとします。データ移行を実施することに Dell が書面で同意している場合を除き、Dell は本製品からお客様のコンテンツを削除する責任を負いません。お客様が本製品からお客様のコンテンツを削除していない場合、Dell はそれを削除することができます。Dell は、資産回収の前に本製品から消去または削除されていないお客様のコンテンツについて、いかなる場合も責任を負わず、いかなる賠償責任も負いません。お客様は、かかるお客様のコンテンツに関する請求について Dell を補償するものとします。資産回収の時期は両当事者が相互に合意するものとしますが、それ以外の日程とすることに Dell が書面で同意した場合を除き、いかなる場合もサブスクリプション期間の終了後 7 日以内に行われるものとします。お客様は、お客様のコンテンツを削除し、資産回収が行われるまで、利用料を販売店に支払い続けるものとします。

## 2. 計測

### 2.1 計測実施の権限、サブスクリプション使用量

サブスクリプション期間中、Dell は使用量を計測し、[Dell テレメトリーデータ規定](#)の詳細な規定に従い、本製品に関連するテレメトリーデータを収集します。Dell は、Dell テレメトリーデータ規定に従う電子的手段および Dell の担当者による実査を通じて、関連料金を計算するために使用量の計測もしくは監査またはその両方を行う権限を有します。Dell は、自ら行う実査がお客様の業務に及ぼす影響を最小限にするために、お客様と協力することに同意します。

お客様は以下のすべての事項に同意します。

- A. Dell は、測定機器を拠点に保管し、測定機器を本製品に搭載することができます。
- B. Dell は、拠点の測定機器に合理的にアクセスできます。
- C. お客様は、ストレージメタデータテレメトリー収集ソフトウェアを実行するため、および本製品と Dell の電子通信を可能にするために必要な機器（物理サーバーまたは仮想マシン）を提供および維持するものとします。
- D. お客様は、いかなる形でも、測定機器を無効化し、その動作を妨げ、測定機器を複製または使用してはなりません。
- E. お客様は、測定機器が第三者に開示されないよう保護するものとします。

F. お客様は、Dell がお客様の拠点宛てに出荷するすべてのコンポーネント（ハードドライブなど）を含む、各注文付随書に含まれるすべての本製品をすみやかに設置し、使用できるようにするものとします。

お客様は、Dell が請求目的で、月次コミット容量およびバッファ使用量を含む計測情報をパートナーと共有することを認めます。

## 2.2 計測機能の中断

(i) Dell 以外の者の行為、または (ii) 計測を容易にするために使用している通信機器の不具合が原因で、暦月のうち 7 日を超えて Dell が使用量を計測できない場合、お客様の使用量は前回の課金期間中の使用量と等しいとみなされるものとします。(i) もしくは (ii) が原因で Dell が 30 日を超えて計測を行えない場合、またはそうではなくお客様が本契約の第 2.1 条を遵守しない場合、お客様の使用量は本製品の最大容量と等しいとみなされます。Dell に原因がある不具合（測定機器の不具合など）により Dell が使用量を計測できない場合、お客様の使用量は前回の課金期間の使用量と等しいとみなされるものとします。Dell は、本製品へのアクセス（電子的アクセスまたは物理的アクセスのいずれか該当する方）ができない旨をお客様およびパートナーにすみやかに通知し、アクセスを再確立するために協力的に作業するものとします。

## 3. 保証

**3.1 保証および救済：**当初のサブスクリプション期間中に、Dell は、本製品が、通常の利用時に、推奨する正規サービスの利用を条件として、かかる本製品について Dell が発行した標準文書に実質的に従って稼働できる状態を維持するための合理的な注意を払い、標準的な技量で本サービスを提供するものとします。お客様は、前述の保証が満たされていない場合、Dell および販売店に対してすみやかに書面で通知するものとし、かかる通知は本サービスに関してそのような不遵守が最初に発生した日から 10 日以内に行うものとします。本保証が満たされない場合における Dell のすべての責任およびお客様の排他的な救済措置は次のとおりとします。Dell は、合理的な期間（ただし、お客様から通知を受領してから 30 日を超えない期間とします）（以下「**是正期間**」といいます）内に、本保証の不遵守を是正するための合理的な努力を尽くすものとします。また、(a) Dell が自ら責任を負う理由により是正期間中に本保証の不遵守を是正することができない場合、Dell は、不遵守状態にある本製品を交換するか、または該当する本サービスを再履行するものとします。または、(b) Dell が自己の単独裁量によりかかる交換または再履行が合理的に可能ではないと判断した場合、お客様、パートナー、または Dell は、該当する注文付随書およびエンド ユーザー サブスクリプション フォームを終了させることができ、パートナーは、かかる終了の結果として提供されないサブスクリプションの対価としてパートナーが前払いした料金の返金を Dell に求めることができます。お客様が販売店に前払いした料金の払い戻しは、お客様と販売店の間での相互の合意に従うものとします。

**3.2 制限事項：**本条に定めた保証は、問題の原因が (i) 事故、またはお客様もしくは第三者の過失、(ii) 本製品とともに使用される第三者の機器もしくはサービスまたは Dell の管理が及ばないその他の原因、(iii) Dell の指示または該当する関連資料に従わない方法でのインストール、操作、使用、(iv) 本製品の設計で意図されていない環境、方法、目的での使用、(v) Dell の担当者以外による修正、改変、修理、(vi) 通常の磨耗や損傷（本製品の機能に影響しない、外装の破損など）に起因する場合には適用されません。Dell は、(1) ライセンス供与された使用の範囲外でインストールまたは使用された本ソフトウェア、(2) もとの識別マークが改変または削除された本製品について、義務を負いません。本製品および本サービスには、その構成部品の一部に不具合が生じても正常に処理が継続できるような機能は備わっておらず、本製品の不具合または本サービスの不履行が死亡、人身傷害、または物的損害を引き起こす可能性があるような、安全装置を必要とする危険な環境での使用（これらを総称して、以下「**高リスク アクティビティ**」といいます）に耐える設計ではなく、高リスク アクティビティでの使用を想定していません。お客様は、サブスクリプションを購入する時に、Dell による将来的な機能提供、公式発表や広告、ならびに製品のロードマップに依拠するものではないことに同意します。

**3.3 保証に関する否認：**本条に定める保証を除き、適用法が認めている最大限の範囲において、Dell および Dell の関係会社は (i) 他の明示的な保証を否認し、(ii) 商品性、特定目的への適合性、所有権および権利の非侵害を含む、すべての黙示の保証を否認し、(iii) 制定法、法の作用、取引もしくは履行の過程、または商慣習によって生じるあらゆる保証を否認します。Dell は、高リスク アクティビティへの適合性の明示または黙示の保証を、すべて明示的に否認します。Dell は、インターネットおよび電子通信の使用に内在する遅延、中断、サービスの不具合、およびその他の問題、ならびにコロケーション拠点に関連する問題に対する責任を負いません。

**3.4 エンド ユーザーの運用環境に関する保証：**お客様は、(i) 合理的な注意を払って、(ii) Dell が提供する文書および設定に従い、(iii) 業界標準（お客様のコンテンツのための定期的なデータ バックアップ システムを維持することを含みますが、これに限定されませんが）に従って、本製品を運用することに同意します。お客様は、拠点に設置した本製品を、一切の先取特権や担保権のない状態に保

つことに同意します。お客様は、本製品または Dell の所有権に影響を及ぼす差押えまたは司法手続きがあった場合、かかる差押えまたは司法手続きをただちに書面で通知するものとします。

#### 4. 契約期間および終了

**4.1 契約期間：**本契約は、エンド ユーザー サブスクリプション フォームに規定の発効日から有効となり、終了または資産回収のいずれか早い方が生じるまで継続します。

**4.2 終了：**お客様本契約に違反し、かかる違反が Dell または販売店から書面で通知されてから 30 日以内に是正されない場合、Dell は本契約（注文付随書およびエンド ユーザー サブスクリプション フォームを含みます）を終了することができます。Dell は、次のいずれかまたは組み合わせが発生した場合にも本契約（注文付随書およびエンド ユーザー サブスクリプション フォームを含みます）を終了することができます。(a) お客様の破産。(b) お客様が支払期日から 30 日以内にお客様の販売店に利用料を支払わない場合。(c) お客様のパートナーが支払期日から 30 日以内に Dell に利用料を支払わない場合。(d) お客様のディストリビューターの破産。(e) お客様の販売店の破産。各事象は「**債務不履行事由**」となります。パートナーの債務不履行事由が発生した場合に、お客様によるサブスクリプションへのアクセスを中断させないために、Dell は、エンド ユーザー契約の譲渡を受けることがあります。ただし、お客様がエンド ユーザー サブスクリプション フォーム、本契約、エンド ユーザー契約に違反していないことを条件とします。お客様は、債務不履行事由が発生した場合にエンド ユーザー契約が Dell に譲渡されることに同意するものとします。

#### 4.3 終了の効果

**A. 総則：**サブスクリプションが満了し、終了し、または何らかの理由で拒否された場合、お客様は次のことを行うものとします。(a) 本製品の使用を停止する。(b) 本製品を Dell が利用できるようにし、本製品を回収するために Dell が拠点にすみやかにアクセスできるようにする。(c) お客様が占有または管理している Dell の秘密情報を返却するか、または Dell の要求に応じて破棄する（適用法によりお客様による保持が義務付けられている情報を除きます）。お客様は、前述の[第 1.8 条（本製品の返却、データの移行）](#)に従い、終了日までですべてのお客様のコンテンツのコピーを必要に応じて取ることを徹底する責任を負います。

**B. 他の回収権：**お客様は、サブスクリプションが満了し、または何らかの理由で終了したときは、(a) Dell は、拠点から本製品を回収する Dell の権利を執行するための裁判所命令を求めることができ、(b) Dell は、残りのサブスクリプション期間の月次コミット容量に対するパートナーからの未払い料金と、過去の未払い金額をただちに支払うべき旨を宣言することができ、(c) Dell またはパートナーは、サブスクリプション期間の終了時に返却されなかった本製品の価値の回収を求めることができ、(d) Dell がこの執行措置により生じた合理的な弁護士費用をお客様から回収する権利を有することに同意します。また、販売店は、エンド ユーザー契約に従って、残りのサブスクリプション期間の月次コミット容量に対する料金をただちに支払うようお客様に求めることができます。

**C. 償還請求：**終了に関してお客様が有する唯一の償還請求権は、販売店に対するものです（終了したサブスクリプションの前払い料金の返金を含みます）。

**D. 存続条項：**機密保持および賠償責任に関連する規定、ならびに終了前に発生したすべての訴権は、明示的に、または性質および文脈から存続することが意図されている本契約の他の規定とともに、終了後も存続するものとします。

#### 5. 賠償責任の制限

**5.1 損害賠償額の制限：**本契約に基づいて生じたすべての紛争（以下「**本紛争**」といいます）に関してお客様および Dell（Dell のサプライヤーおよび関係会社を含みます）が負う賠償責任の上限は、法律により許可される範囲で、(a) \$100,000（USD または現地通貨建てでこれに相当する金額）、または (b) 紛争を引き起こした事由が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様がサブスクリプションに関して販売店に支払った金額のうち、いずれか高い方の金額に制限されます。この制限は、本契約に定める限定的救済がその本質的な目的を果たせなかったと判断された場合であっても適用されます。また、お客様および Dell（Dell のサプライヤーおよび関係会社を含みます）のいずれも、特別損害、派生的損害、懲罰的損害賠償金、付随的損害および間接損害、ならびに逸失利益、収益の喪失、データの喪失、データの破損、利用不能、代替製品または代替サービスの調達について、責任があると主張されている当事者がかかる損害が生じる可能性があることを知っていた場合であっても、他方に対して責任を負いません。前述の制限および除外事由は、(i) サブスクリプションに関するお客様の支払い義務、(ii) 本製品の破損または喪失に対するお客様の賠償義務、(iii) 本製品の

利用上の制限に対するお客様の違反、(iv) お客様による他者（Dell を含みます）の知的財産権の侵害または不正利用、(v) 本契約に基づくお客様の補償義務、および (vi) 適用法が禁じている状況には、適用されません。Dell、Dell のサプライヤーおよび Dell の関係会社は、サードパーティー製品、またはフリー ソフトウェアもしくは開発ツール（いずれも [EULA](#) で定義）をお客様が使用したこと、またはこれらの使用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。

**5.2 防止および軽減：** お客様は、お客様のコンテンツに対する責任、ならびにお客様の事業におけるお客様のコンテンツの重要性およびデータ保護要件（事業復旧計画を含みます）に応じてお客様が損害を防止および軽減できるようにする IT アーキテクチャおよびプロセスを維持する責任を、単独で負うものとします。お客様は、(a) 業界標準に従ったバックアップ プロセス（Dell が本製品またはお客様の IT システムに関する修復、アップグレードまたはその他の作業を行う前に関連データをバックアップすることを含みますが、これに限定されません）を設け、(b) 本製品を含め、お客様の IT 環境の可用性およびパフォーマンスを監視し、(c) Dell から、または本製品の通知機能を通じて受信したメッセージおよび警告にすみやかに応じ、お客様が特定した問題がある場合には、それを Dell にただちに報告するものとします。適用法により、提供されたお客様のコンテンツの喪失に対する責任が Dell にある範囲において、Dell は、お客様が最後に作成した利用可能なバックアップから、喪失したお客様のコンテンツを復旧するための商業的に合理的かつ慣例的な努力を尽くす際の費用のみを負担するものとします。

**5.3 期間制限：** 本条に定めているものを除き、請求はすべて適用法が定めている期間内に申し立てる必要があります。全当事者が法定の出訴期限よりも短い期限を定めることを法律が認めている場合、または法律がいかなる出訴期限も定めていない場合、請求は、紛争を引き起こした事由の発生後 18 か月以内に申し立てる必要があります。

**6. 輸出規制の遵守：** お客様は日本国、米国、欧州連合、およびその他の該当する法域の輸出管理法および経済制裁法（総称して、以下「[適用される輸出規制に関する法規](#)」といいます）の適用を受け、これらを遵守する責任を負います。サブスクリプションおよびその他の製品またはサービスは本契約に基づいて認められているお客様自身による使用を目的としたものであり、適用される輸出規制に関する法規を遵守している場合を除き、これらを使用、販売、リース、輸出、輸入、再輸出、および移転することはできません。お客様は、自らが、適用される輸出規制に関する法規に基づく経済制裁の対象ではないこと、また、かかる経済制裁の対象である国または領域に居住していないことを表明および保証します。お客様は、前述の事項のいずれかに違反したことを原因として生じた第三者からの申し立てについて、Dell を防衛および補償するものとします。地域特有の制限および適用される輸出規制に関する法規の遵守に関する詳細については、[Dell 輸出規制の遵守](#)をご確認ください。

## 7. 総則

**7.1 準拠法および裁判管轄：** サウジアラビア王国、カタール、アラブ首長国連邦の拠点を除き、エンド ユーザー サブスクリプション フォームには、(i) 本契約およびあらゆる本紛争に適用する法律、ならびに (ii) あらゆる本紛争に対して専属的管轄権を有する裁判所を明記するものとします。拠点がサウジアラビア王国、カタール、アラブ首長国連邦に所在する場合、準拠法および裁判管轄については地域別条件を参照してください。サウジアラビア王国、カタール、アラブ首長国連邦を除き、エンド ユーザー サブスクリプション フォームに (i) または (ii) を明記していない場合、本紛争に関わる法律および専属的管轄地は、法の抵触に関係なく、サブスクリプションを販売する Dell 組織の国の法律および裁判所とします。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用しません。お客様および Dell は、エンド ユーザー サブスクリプション フォームに明記されている裁判所の人的裁判管轄に服することを合意し（または、フォームに裁判管轄を明記していない場合は、本契約の記載に従います）、当該裁判所が両当事者に対して管轄権を行使すること、および当該裁判所を裁判地とすることに關して、異議を唱える一切の権利を放棄することを合意します。

**7.2 通知：** 両当事者は、本契約に基づくすべての通知を書面で行うものとします。お客様は、エンド ユーザー サブスクリプション フォームに記載されている Dell の住所宛で、Dell に対する通知を行うものとします。

**7.3 譲渡：** 法的作用によるものかその他によるものかを問わず、本契約に基づく一方の当事者の権利の譲渡および移転、ならびに本契約に基づく一方の当事者の義務の委任には、相手方当事者の同意を要します。前述の事項にかかわらず、Dell は、本契約に基づく義務を履行するために Dell の関係会社またはその他の適格な下請け業者を使用することができます。ただし、その履行については Dell が引き続き責任を負い、いずれの当事者も相手方当事者の同意なしに、注文付随書に基づいて生じる支払いに対する権利を譲渡することができません。

**7.4 エンド ユーザー 契約の開示：** お客様は、販売店がエンド ユーザー 契約を Dell および Dell の関係会社に開示できることに同意するものとします。

**7.5 完全合意**：本契約および本契約に基づく各エンド ユーザー サブスクリプション フォームは、その主題に関するお客様と Dell との間の完全な合意文書を構成しており、書面による合意によってのみ変更できます。

## 8. 用語の定義

**8.1 「関係会社」**とは、お客様を支配し、お客様によって所有され、お客様によって支配され、またはお客様と共通の所有もしくは支配下にある他の組織のことをいいます。Dell に関しては、「関係会社」とは Dell Technologies Inc. およびその完全所有子会社のことをいいます。「**支配**」とは、議決権または持分の過半数を所有していることをいいます。

**8.2 「APEX サブスクリプション エンド ユーザー フォーム」または「エンド ユーザー サブスクリプション フォーム」**とは、サブスクリプションに含まれる本製品および本サービスを記載し、本契約に関連付けられ、お客様および Dell が署名したフォームのことをいいます。

**8.3 本製品の「資産回収」**とは、Dell が本製品を占有することをいいます。

**8.4 「破産」**とは、該当する組織またはその資産の全部または一部を主体または対象とし、かかる組織が設立されている場所の適用法に基づいて開始された破産、財産管理、再生、倒産、組織再編、解散、清算その他の類似の手続きまたは法定措置であって、かかる組織が同意し、または現地の法的要件に従って取り消すことができないもののことをいいます。

**8.5 「課金期間」**とは、Dell がサブスクリプションの対価をパートナーに請求する対象となる、注文付随書に明記されている期間のことをいいます。

**8.6 「クラウド サービス プロバイダー」または「CSP」**とは、サブスクリプション期間中に顧客にサービスを提供するためにサブスクリプションを購入する、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムの優良なクラウド サービス プロバイダーのことをいいます。CSP がディストリビューターから直接サブスクリプションを購入した場合、本契約で言及する販売店とはディストリビューターのことをいいます。

**8.7 「コロケーション拠点」**とは、（該当する場合に）第三者の拠点のことをいいます。

**8.8 「お客様のコンテンツ」**とは、お客様またはお客様のエンド ユーザーがサブスクリプションの利用を通して保管し、使用し、または Dell に提供するデータ（すべてのテキスト ファイル、音声ファイル、動画ファイルおよび画像ファイルを含みますが、これらに限定されません）、ソフトウェア（マシン イメージを含みます）、その他の情報のことをいいます。なお、お客様のコンテンツには、お客様による本製品の利用に関連するシステム データで、Dell テレメトリー データ規定に記載されているものは含まれません。

**8.9 「Dell」**とは、APEX サブスクリプション エンド ユーザー フォームに署名するデル・テクノロジーズ組織です。

**8.10 「ディストリビューター」**とは、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムの認定ディストリビューターのことをいいます。

**8.11 「エンド ユーザー」**または「**お客様**」とは、自社の社内業務目的でパートナーからサブスクリプションを購入したお客様のことをいいます。

**8.12 「エンド ユーザー 契約」**とは、サブスクリプションに関するお客様と販売店の間の契約のことをいいます。

**8.13 「利用料」**とは、月次コミット容量およびバッファ容量分の料金のことをいいます。

**8.14 「測定機器」**とは、Dell が使用レベルを追跡し、サポート サービスを実施するために必要な機器、ソフトウェア、プログラミングのことをいいます。

**8.15 「月次コミット容量」**とは、実際の使用量にかかわらず、注文付随書に明記されているとおり、パートナーが毎月対価を支払うことを確約した最低使用量のことをいいます。

**8.16 「販売物別条件」**とは、[www.dell.com/offeringspecificterms](http://www.dell.com/offeringspecificterms) に掲載されている諸条件のことをいいます。

**8.17 「注文付随書」**とは、Dell によって確認された、サブスクリプションに関するパートナーから Dell への注文のことをいいます。

**8.18 「パートナー」**とは、お客様への再販を目的として Dell にサブスクリプションを注文するディストリビューターまたは販売店の一方または両方を指します。

**8.19 「本製品」**とは、(i) Dell ブランドの IT ハードウェア製品（以下、「**本機器**」といいます）、または (ii) 一般的に利用可能な Dell ブランドのソフトウェア（マイクロコード、ファームウェア、オペレーティング システム、またはアプリケーション）（以下、「**本ソフトウェア**」といいます）のことをいいます。本製品に本サービスおよびサード パーティ製品は含まれません。

**8.20 「プロフェッショナル サービス」**とは、コンサルティング、実装、その他本サービス以外のサービスのことをいいます。

**8.21 「販売店」**とは、エンド ユーザーに再販するために Dell の製品またはサービスを購入する権限を与えられた組織のことをいい、販売店は、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムのソリューション プロバイダー パートナーを含みます。

**8.22 「バッファ容量」**とは、月次コミット容量を超えるお客様の従量使用量のことをいいます。

**8.23 「本サービス」**とは、本製品の保守およびサポート（以下、「**サポート サービス**」といいます）ならびに導入サービス（以下、「**導入サービス**」といいます）を対象とする Dell の標準提供サービスのことをいいます。

**8.24 「拠点」**とは、注文付随書およびエンド ユーザー サブスクリプション フォームに明記されている本製品の設置場所のことをいいます。

**8.25 「サブスクリプション」**とは、お客様の販売店からの説明および本契約に記載のメトリックに従い測定される、従量使用方式での本製品の使用のことをいいます。

**8.26 「サブスクリプション期間」**とは、注文付随書およびエンド ユーザー サブスクリプション フォームに明記されている本製品の使用期間、および Dell が承認したその延長期間のことをいいます。サブスクリプション期間は、本製品が拠点に設置された日の翌月の初日、またはエンド ユーザーが設置プロセスを遅延させた場合もしくは本製品を設置するための準備がエンド ユーザーの拠点において整っていない場合は、本製品が拠点に配達された日の翌々月の初日に開始します。

**8.27 「サード パーティー製品」**とは、「Dell」または「Dell EMC」ブランドではないハードウェア、ソフトウェア、製品、およびサービスのことをいいます。

## 9. 地域別条件

以下の表で、拠点の所在地から適用される地域別条件を確認できます。拠点の所在地は、複数の所在地が同じ条件を共有する場合を除き、アルファベット順に記載されています。

拠点の所在地	適用される地域別条件
オーストラリア	<p><a href="#">第 3.3 条（保証に関する否認）</a> を次のように変更します。</p> <p>「3.3 保証に関する否認：適法に除外または変更できない条件および保証（オーストラリアの 2010 年競争・消費者法（連邦法）第 3-2 章第 1 節に基づく条件および保証を含みますが、これに限定されません）を前提として、かつ本条に定める保証を除き、適用法が認めている最大限の範囲において、Dell および Dell の関係会社は (i) 他の明示的な保証を否認し、(ii) 商品性、特定目的への適合性、所有権および権利の非侵害を含む、すべての黙示の保証を否認し、(iii) 制定法、法の作用、取引もしくは履行の過程、または商慣習によって生じるあらゆる保証を否認します。Dell は、高リスク アクティビティへの適合性の明示または黙示の保証を、すべて明示的に否認します。Dell は、インターネットおよび電子通信の使用に内在する遅延、中断、サービスの不具合、およびその他の問題、ならびにコロケーション拠点に関連する問題に対する責任を負いません。」</p>
オーストリア	<p>次の文を<a href="#">第 2.2 条（計測機能の中断）</a> に追加します。</p> <p>「実際の使用量が各課金期間分の金額を下回っていたことをパートナーまたはエンド ユーザーが証明できる範囲においては、かかる使用量に確定します。ただし、その金額が月次基本使用量について合意されている金額を下回らないことを条件とします。」</p> <p>次の文を<a href="#">第 3.1 条（保証および救済）</a> の末尾に追加します。</p> <p>「オーストリア民法典（ABGB）第 1096 条に記載されている理由による支払いの減額または停止の権利は適用しないものとします。」</p> <p><a href="#">第 4.2 条（終了）</a> は、4.2(b)を削除して次の規定に置き換えることで変更します。</p> <p>「4.2(b)お客様が販売店に 2 回連続して利用料を支払っていないか、または利用料のわずかではない金額の支払いを怠った場合。」</p> <p><a href="#">第 5.1 条（損害賠償額の制限）</a> を削除して次の規定に置き換えます。</p>

	<p>「法的根拠（不法行為を含みます）の如何を問わず、一方当事者の相手方当事者に対するすべての損害賠償請求には、以下を適用するものとします。</p> <p><b>(1) 無制限の賠償責任：</b>両当事者は、故意の違法行為または重過失に基づく作為または不作為に対して無制限の賠償責任を負います。製造物責任法（「<b>Produkthaftungsgesetz</b>」）に基づく請求、または人身傷害もしくは死亡に起因する請求は、適用法に従って処理されるものとします。同様のことは、本製品または成果物の構成に対する保証を行った後に発生した欠陥、不正に隠蔽された欠陥があった場合、および契約前の交渉における懈怠に基づく請求にも適用されます。本契約のいかなる規定も、(i) サブスクリプションに関するお客様の支払い義務、(ii) 本製品の破損または喪失に対するお客様の賠償義務、(iii) 本製品の利用上の制限に対するお客様の違反、(iv) お客様による他者（Dell を含みます）の知的財産権の侵害または不正利用、(v) 本契約に基づくお客様の補償義務、および (vi) 適用法が禁止している状況について、責任を除外または制限するものではありません。Dell、Dell の仕入先および Dell の関係会社は、サードパーティー製品、またはフリー ソフトウェアもしくは開発ツール（いずれも <a href="#">EULA</a> で定義）をお客様が使用したこと、またはこれらの使用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。</p> <p><b>(2) 制限事項：</b>軽過失の場合、両当事者は、契約上の重要な義務（契約の遂行および適切な履行のために履行が不可欠な義務であって、その義務が遵守されることに相手方当事者が通常依拠するかまたは依拠する可能性があり、その義務の違反により契約の目的の達成が危険にさらされるような義務）に違反した場合にのみ賠償責任を負います。その場合、軽過失に対する賠償責任は、契約に典型的な予見可能な損害に限定されます。これは、特に不法行為請求を含め、法的根拠に関係なくすべての損害賠償請求に適用されます。Dell がデータの喪失に対して責任を負う範囲において、責任は、お客様がデータを適切にバックアップ（またはミラーリング）していた場合に発生したであろう、利用可能かつ回復可能なデータを回復するための通常の作業に限定されます。</p> <p><b>(3) 賠償責任の上限：</b>軽過失の場合はさらに、賠償責任が 100,000 ユーロ、または紛争を引き起こした事由が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様がサブスクリプションについて Dell に支払った金額に制限されます。</p> <p><b>(4) 除外事項：</b>軽過失の場合、(i) 利益、収入、収益の喪失、(ii) 信用または評判の損失については賠償責任を負わないものとします。Dell（および Dell のサードパーティー サービス プロバイダー）は、これらの契約条件の「<b>ソフトウェア ライセンス条件</b>」の規定において言及されている <a href="#">EULA</a> に定義されたサードパーティー製ソフトウェア、フリー ソフトウェア、開発ツールの使用または使用の試みから生じる、またはサードパーティー製品の使用から生じる損害に対して賠償責任を負わないものとします。</p> <p><b>(5) 保証：</b>Dell は、オーストリア民法典（ABGB）に基づき、Dell の無限責任または過失や不正行為の有無を問わない責任を伴うような本製品または本サービスに関する保証（「<b>Beschaffheitsgarantie</b>」）を行いません。ただし、無限責任や過失または不正行為の有無を問わない責任について書面により明示的に同意している場合を除きます。「保証」や類似の語句の使用のみによって、前述の責任を立証するに足るとはみなされないものとします。ただし、かかる語句の使用は、合意された責任の制限が適用される Dell の拘束力を有する契約上の義務を立証するとみなされます。</p> <p><b>(6) Dell および従業員：</b>前述の制限は、Dell の従業員およびサードパーティーの仕入先（Dell の関係会社を含みますが、これに限定されません）に対して主張される請求および支払い（「<b>Aufwendungen</b>」）に関しても準用されるものとします。」</p>
<p>ブラジル、チリ、 コロンビア、 メキシコ</p>	<p><a href="#">第 5.1 条（損害賠償額の制限）</a> を次のように規定します。</p> <p><b>「5.1 損害賠償額の制限：</b>本契約に基づいて生じたすべての紛争（以下「<b>本紛争</b>」といいます）に関してお客様および Dell（Dell のサプライヤーおよび関係会社を含みます）が負う賠償責任の上限は、法律によ</p>

	<p>り許可される範囲で、(a) \$100,000 (USD または現地通貨建てでこれに相当する金額)、または (b) 紛争を引き起こした事由が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様がサブスクリプションに関して販売店に支払った金額のうち、いずれか高い方の金額に制限されます。この制限は、本契約に定める限定的救済がその本質的な目的を果たせなかったと判断された場合であっても適用されます。また、お客様および Dell (Dell の仕入先および関係会社を含みます) のいずれも、間接損害および精神的損害、ならびに逸失利益、収益の喪失、データの喪失、データの破損、利用不能、代替製品または代替サービスの調達について、責任があると主張されている当事者がかかる損害が生じる可能性があることを知っていた場合であっても、他方に対して責任を負いません。前述の制限および除外事由は、(i) サブスクリプションに関するお客様の支払い義務、(ii) 本製品の破損または喪失に対するお客様の賠償義務、(iii) 本製品の利用上の制限に対するお客様の違反、(iv) お客様による他者 (Dell を含みます) の知的財産権の侵害または不正利用、(v) 本契約に基づくお客様の補償義務、および (vi) 適用法が禁じている状況には、適用されません。Dell、Dell の仕入先および Dell の関係会社は、サード パーティー製品、またはフリー ソフトウェアもしくは開発ツール (いずれも <a href="#">EULA</a> で定義) をお客様が使用したこと、またはこれらの使用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。」</p>
<p><b>カナダ</b></p>	<p><a href="#">第 1.5 条 (サードパーティー製品)</a> および <a href="#">第 3.3 条 (保証に関する否認)</a> は次のように変更します。(i) 本条の「保証」への言及はすべて、「保証」および「条件」を含むとみなされるものとします。(ii) 「商品性」への言及は「商品として通用する品質」を含むとみなされるものとします。</p> <p>次の規定を第 7.6 条として <a href="#">第 7 条 (総則)</a> に新たに追加します。</p> <p>「<b>7.6</b> 両当事者は、本契約が英語で作成されており、本契約で必要とするまたは意図するすべての通知または他のドキュメントが英語で記載されることに合意するものとします。Les parties ont requis que cette convention soit rédigée en anglais et ont également convenu que tout avis ou autre document exigé aux termes des présentes ou découlant de l'une quelconque de ses dispositions sera préparé en anglais.」</p>
<p><b>チェコ共和国</b></p>	<p>民法への言及は、法律第 89/2012Coll. (改正済み) を意味します。</p> <p>次の規定を本契約の前文の末尾に追加します。</p> <p>「両当事者は、本契約のいずれの当事者もより弱い当事者とみなされないこと、本契約の基本条件は両当事者の交渉の結果であり、各当事者が本契約の基本条件の内容に影響を与える機会を有していたことを確認しますさらに、両当事者は、自らが事業主であり、その事業の過程で本契約を締結することを明示的に確認します。したがって、民法第 1793 条および第 1796 条の規定は本契約に適用しないものとします。</p> <p>本契約ならびに各注文書およびフォームは、(i) その主題に関する両当事者の合意の完全な合意文書を構成しており、両当事者は、本契約の明示的な規定の範囲外の権利および義務であって、当事者間に確立された現在または将来の商習慣 (一般に存在する、または関連業界に存在するもの) から派生する可能性があり、本契約に基づく履行の対象に関連する、権利および義務の引き受けを除外し (ただし、かかる商習慣が本契約で明示的に合意されている場合を除きます)、(ii) 両当事者による承認の証拠を伴う書面でのみ変更できます。お客様が提供した購入注文書またはこれに類似する文書に、本契約に反する条件または本別紙と矛盾する条件が含まれている場合、かかる条件のすべてを無効とし、いかなる法的効力および法的効果も有しないものとします。」</p> <p>次の規定が第 7.6 条 (除外規定) および第 7.7 条 (状況の変化) として <a href="#">第 7 条 (総則)</a> に新たに追加されます。</p> <p>「<b>7.6 除外規定</b> : 両当事者は、法律が認めている最大の範囲で、民法第 558 条(2)、第 1740 条(3)、第 1747 条、第 1748 条、第 1936 条(1)、第 1950 条、第 1951 条、第 1952 条(2)、第 1971 条、第 1978 条(2)、第 1980 条、第 1987 条(2)が本契約には適用されないことを合意します。さらに両当事者</p>

	<p>は、民法の意味の範囲内でリース契約を締結することは意図していないこと、および民法第 2201 条が本契約には適用されないことを合意し、認めます。」</p> <p><b>7.7 状況の変化</b>：お客様は、民法第 1765 条(2)の意味における状況の変化に関連する危険を負担します。」</p>
<p><b>フランス</b></p>	<p>次の規定を前文の末尾に追加します。</p> <p>「各当事者は、契約前の協議において、相手方当事者が本契約および関連する契約文書を締結するために十分な量の情報を提供および交換したこと、およびすべての契約条件について交渉する機会があったことを認めます。</p> <p>両当事者は、契約条件が全体として、各当事者の権利および義務（保証、賠償責任、金銭的条件を含みますが、これらに限定されません）に関して、一貫性があり均衡の取れた契約枠組みであることを認め、これに同意します。」</p> <p>次の文を<a href="#">第 5.1 条（損害賠償額の制限）</a>の末尾に追加します。</p> <p>「予見不可能性（「Imprevision」）：両当事者は、フランス民法第 1195 条の適用を除外することを明示的に合意しました。」</p>
<p><b>ドイツ</b></p>	<p>次の規定を<a href="#">第 1.3 条（本製品に対する所有権）</a>の末尾に追加します。</p> <p>「本製品が Dell のものではない他の物品と不可分に結合または混合され、その中で本製品が不可欠な部分（「<i>wesentlicher Bestandteil</i>」）となる場合、Dell は、結合または統合が行われた時点における結合または混合された物品に対する本製品の価値に相当する割合で新しい物品の共同所有権を取得するものとして、他の物品が主たる物品（「<i>Hauptsache</i>」）とみなされるような形で本製品が他の物品と結合または混合された場合、お客様と Dell は、お客様が当該物品の共有所有権を Dell に按分して譲渡することを本条により合意します。サプライヤーは本条によりこの譲渡を受け入れます。」</p> <p>次の文を<a href="#">第 2.2 条（計測機能の中断）</a>に追加します。</p> <p>「実際の使用量が各課金期間分の金額を下回っていたことをパートナーまたはエンド ユーザーが証明できる範囲においては、かかる使用量に確定します。ただし、その金額が月次基本使用量について合意されている金額を下回らないことを条件とします。」</p> <p>次の文を<a href="#">第 3.1 条（保証および救済）</a>の末尾に追加します。</p> <p>「契約の性質を損なうことなく、サプライヤーは欠陥修復の種類（交換、修理など）を選択する権利を留保し、第 5 条による無制限の賠償責任の場合を除き、ドイツ民法（「<i>BGB</i>」）第 536 条および第 536a 条は除外されます。不当利得に対する請求は影響を受けませんとします。」</p> <p><a href="#">第 4.2 条（終了）</a>は、4.2(b)を削除して次の規定に置き換えることで変更します。「(b)お客様が販売店に 2 回連続して利用料を支払っていないか、または利用料のわずかではない金額の支払いを怠った場合。」</p> <p><a href="#">第 5.1 条（損害賠償額の制限）</a>は次の規定に置き換えます。</p> <p>「法的根拠（不法行為を含みます）の如何を問わず、一方当事者の相手方当事者に対するすべての損害賠償請求には、以下を適用するものとします。</p> <p><b>(1) 無制限の賠償責任</b>：両当事者は、故意の違法行為または重過失に基づく作為または不作為に対して無制限の賠償責任を負います。製造物責任法（「<i>Produkthaftungsgesetz</i>」）に基づく請求、または人身傷害もしくは死亡に起因する請求は、適用法に従って処理されるものとします。同様のことは、本製品または成果物の構成に対する保証を行った後に発生した欠陥、不正に隠蔽された欠陥があった場合、お</p>

	<p>および契約前の交渉における懈怠に基づく請求にも適用されます。本契約のいかなる規定も、(i) サブスクリプションに関するお客様の支払い義務、(ii) 本製品の破損または喪失に対するお客様の賠償義務、(iii) 本製品の利用上の制限に対するお客様の違反、(iv) お客様による他者 (Dell を含みます) の知的財産権の侵害または不正利用、(v) 本契約に基づくお客様の補償義務、および (vi) 適用法が禁止している状況について、責任を除外または制限するものではありません。Dell、Dell の仕入先および Dell の関係会社は、サードパーティー製品、またはフリー ソフトウェアもしくは開発ツール (いずれも <a href="#">EULA</a> で定義) をお客様が使用したこと、またはこれらの使用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。</p> <p><b>(2) 制限事項：</b> 軽過失の場合、両当事者は、契約上の重要な義務 (契約の遂行および適切な履行のために履行が不可欠な義務であって、その義務が遵守されることに相手方当事者が通常依拠するかまたは依拠する可能性があり、その義務の違反により契約の目的の達成が危険にさらされるような義務) に違反した場合にのみ賠償責任を負います。その場合、軽過失に対する賠償責任は、契約に典型的な予見可能な損害に限定されます。これは、特に不法行為請求を含め、法的根拠に関係なくすべての損害賠償請求に適用されます。Dell がデータの喪失に対して責任を負う範囲において、責任は、お客様がデータを適切にバックアップ (またはミラーリング) していた場合に発生したであろう、利用可能かつ回復可能なデータを回復するための通常の作業に限定されます。</p> <p><b>(3) 賠償責任の上限：</b> 軽過失の場合はさらに、賠償責任が 100,000 ユーロ、または紛争を引き起こした事由が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様がサブスクリプションについて Dell に支払った金額に制限されます。</p> <p><b>(4) 除外事項：</b> 軽過失の場合、(i) 利益、収入、収益の喪失、(ii) 信用または評判の損失については賠償責任を負わないものとします。Dell (および Dell のサードパーティー サービス プロバイダー) は、これらの契約条件の「ソフトウェア ライセンス条件」の規定において言及されている EULA に定義されたサードパーティー製ソフトウェア、フリー ソフトウェア、開発ツールの使用または使用の試みから生じる、またはサードパーティー製品の使用から生じる損害に対して賠償責任を負わないものとします。</p> <p><b>(5) 保証：</b> Dell は、ドイツ民法に基づき、Dell の無限責任または過失や不正行為の有無を問わない責任を伴うような本製品または本サービスに関する保証 (<b>「Beschaffheitsgarantie」</b>) を行いません。ただし、無限責任や過失または不正行為の有無を問わない責任について書面により明示的に同意している場合を除きます。「保証」や類似の語句の使用のみによって、前述の責任を立証するに足るとはみなされないものとします。ただし、かかる語句の使用は、合意された責任の制限が適用される Dell の拘束力を有する契約上の義務を立証するとみなされます。</p> <p><b>(6) Dell および従業員：</b> 前述の制限は、Dell の従業員およびサードパーティーの仕入先 (Dell の関係会社を含みますが、これに限定されません) に対して主張される請求および支払い (<b>「Aufwendungen」</b>) に関しても準用されるものとします。」</p>
<p><b>日本</b></p>	<p>次の規定を第 7.6 条 (反社会的勢力の排除) として <a href="#">第 7 条 (総則)</a> に新たに追加します。</p> <p><b>「7.6 反社会的勢力の排除</b></p> <p>A.各当事者は、相手方当事者に対し、次の事項を表明および保証します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.自らが暴力団、暴力団の関連会社または関連団体、総会屋、ならびにこれらと同等のその他の者およびこれらの構成員 (以下「反社会的勢力」といいます) ではないこと。</li> <li>2.意思決定機関の構成員 (常務執行従業員、取締役、常務執行取締役、およびこれらと同等のその他の者を含みます) が反社会的勢力ではないこと。</li> <li>3.反社会的勢力に自己の名義を利用して、本契約を締結するものではないこと。</li> </ol>

	<p>4.本製品またはサブスクリプションが引渡または提供されるまで、または本製品およびサブスクリプションの料金全額の支払いが完了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。</p> <p>(a) 相手方当事者に対して脅迫的な言葉または暴力を用いる行為。</p> <p>(b) 偽計または威力を用いて相手方当事者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。</p> <p>B.各当事者は、相手方当事者が次のいずれかに該当する違反を行った場合、通知することなく本契約を終了させる権利を有するものとします。</p> <p>1.第 7.6 条 A1.または 2.に定める表明事項および保証事項に反する宣言を行った。</p> <p>2.本第 7.6 条 A3.に定める表明事項および保証事項に違反して、本契約を締結した。。</p> <p>3.本第 7.6 条 A4.に定める表明事項および保証事項に違反した。</p> <p>C.お客様は、反社会的勢力の事務所および反社会的勢力のその他の活動拠点に対し、自らまたは第三者を利用して本製品およびサブスクリプションを提供しないことを表明および保証します。</p> <p>D.お客様が前項に違反した場合、Dell は、通知することなく本契約を終了させる権利を有するものとします。</p> <p>E.本条の B または D に基づいて本契約が終了された場合、違反当事者は、かかる終了によって生じた損害の賠償を相手方当事者に請求してはならないものとします。」</p>
<p><b>サウジアラビア王国、カタール、アラブ首長国連邦</b></p>	<p><u>第 7.1 条（準拠法および裁判管轄）</u> は次の規定に置き換えます。</p> <p>「7.1 準拠法および裁判管轄：本契約および本紛争は、イングランドおよびウェールズの法律に準拠し、同法に従って解釈されます。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用しません。当事者間で本紛争が発生した場合、本紛争はロンドン国際仲裁裁判所規則（以下「本規則」といいます）に付託され、最終的に解決されるものとし、本規則は参照により本条に組み込まれたものとみなされます。本条に従って開始される仲裁においては、(i) 仲裁人は 1 名とし、(ii) 仲裁地または仲裁の法的場所は、アラブ首長国連邦ドバイのドバイ国際金融センターとし、(iii) 両当事者の仲裁決定の準拠法はドバイ国際金融センターの法律とし、本紛争の準拠法はイングランドおよびウェールズ法とし、(iv) 仲裁審問はアラブ首長国連邦ドバイで行われるものとし、(v) 仲裁手続きで使用する言語は英語とし、(vi) 仲裁人の裁定は終局的なものであり、両当事者を拘束するものとします。両当事者はそれぞれ、いずれの裁判所においても、本条に従って実施された仲裁手続きに従い下された仲裁判断に異議を申し立てず、執行手続きにおいてはドバイ国際金融センター裁判所の管轄に服することを合意します。両当事者は、いずれの裁判所においても、本条に従って実施された仲裁手続きに従い下された仲裁判断の執行申請に反対し、または異議を申し立てず、ドバイ国際金融センターの裁判所の管轄に従うことを合意します。適用法に基づいて有効に権利放棄が可能な範囲で、裁判所に対する控訴または法律事項の付託を行う権利は放棄します。本契約のいかなる規定も、いずれかの当事者の権利を保護するため合理的に必要と思われる場合に、仲裁前差押え、一時的差止命令、一時的禁止命令、恒久的禁止命令、もしくは特定の履行命令またはこれらの組み合わせを含む緊急の暫定的救済を、英国の管轄裁判所においていずれかの当事者が求めることを妨げ、または禁止するものではありません。いずれかの当事者によるかかる措置の司法当局への申請は、両当事者の仲裁決定に対する侵害または権利放棄とはみなされず、本条に従って仲裁人に留保されている関連する権限には影響を与えないものとします。」</p> <p>次の規定を第 7.6 条（言語）として <u>第 7 条（総則）</u> に新たに追加します。</p> <p>「7.6 言語 本契約は英語で記載および解釈されるものとし、本契約の解釈に関するすべての問題は、英語で記載されたものを参照することによって解決されるものとします。Dell の書面による同意を事前に得ない</p>

	<p>限り、本契約はアラビア語に翻訳できません。本契約がアラビア語またはその他の外国語に翻訳される場合は、法的手続きによって解決される紛争または請求を含むあらゆる目的で英語版が優先します。本契約に関連する当事者間のすべての連絡は英語で行うものとします。いずれの場合も、アラビア語の翻訳版が必要な場合は、お客様が翻訳を用意するものとします。連絡事項をアラビア語に翻訳する必要がある場合、お客様は、お客様が提供した翻訳が正確であることを確認するために Dell が負担する費用を含め、関連費用を負担する責任を負うものとします。お客様は、翻訳を依頼し、または費用を支払ったのが Dell またはお客様のいずれであるかにかかわらず、翻訳物が Dell の所有物であり、Dell の秘密情報の一部を構成することを認めます。」</p>
<p>ニュージーランド</p>	<p><a href="#">第 3.3 条（保証に関する否認）</a> を次のように変更します。</p> <p>「3.3 保証に関する否認：適法に除外または変更できない条件および保証（1993 年消費者保証法または類似の法律に基づく条件および保証を含みますが、これに限定されません）を前提として、かつ本条に定める保証を除き、適用法が認めている最大限の範囲において、Dell および Dell の関係会社は (i) 他の明示的な保証を否認し、(ii) 商品性、特定目的への適合性、所有権および権利の非侵害を含む、すべての黙示の保証を否認し、(iii) 制定法、法的作用、取引もしくは履行の過程、または商慣習によって生じるあらゆる保証を否認します。Dell は、高リスク アクティビティへの適合性の明示または黙示の保証を、すべて明示的に否認します。Dell は、インターネットおよび電子通信の使用に内在する遅延、中断、サービスの不具合、およびその他の問題、ならびにコロケーション拠点に関連する問題に対する責任を負いません。」</p> <p>次の文を<a href="#">第 5.1 条（損害賠償額の制限）</a>の末尾に追加します。</p> <p>「法律により許可される範囲で、両当事者は、1986 年公正取引法第 9 条、第 12A 条、第 13 条および第 14 条(1)は適用しないことを合意します。」</p>
<p>ポーランド</p>	<p>次の文を<a href="#">第 3.3 条（保証に関する否認）</a>の末尾に追加します。「両当事者は、民法第 558 条第 1 項に基づく保証、および適用法に基づいて生じるその他の除外可能な法定保証を（法律により許可される最大の範囲で）本条により除外します。この保証は当事者間で合意されたものであり、民法第 577 条で言及されている一方的な主張ではありません。」</p> <p>次の規定を本別紙の第 7.6 条として<a href="#">第 7 条（総則）</a>に新たに追加します。</p> <p>「7.6. Dell は、2013 年 3 月 8 日制定の商取引における過度な履行遅滞防止法第 4 条(6)の意味における大企業の地位を有しています。」</p>
<p>ポルトガル</p>	<p><a href="#">第 7.3 条 D（譲渡）</a> の第 1 文を次のように変更します。</p> <p>「法的作用によるものかその他によるものかを問わず、本契約に基づく一方の当事者の権利の譲渡および移転、ならびに本契約に基づく一方の当事者の義務の委任には、相手方当事者の同意を要します。この場合、譲渡および移転は、通知をもって発効します。」</p>
<p>スイス</p>	<p>次の文を<a href="#">第 2.2 条（計測機能の中断）</a>に追加します。</p> <p>「実際の使用量が各課金期間分の金額を下回っていたことをパートナーまたはエンド ユーザーが証明できる範囲においては、かかる使用量に確定します。ただし、その金額が月次基本使用量について合意されている金額を下回らないことを条件とします。」</p> <p>次の文を<a href="#">第 3.1 条（保証および救済）</a>の末尾に追加します。</p> <p>「スイス債務法第 259a 条以下は適用しないものとします。」</p> <p><a href="#">第 3.3 条（保証に関する否認）</a> の (ii) および (iii) は適用しません。</p>

第 5.1 条 (損害賠償額の制限) は次の規定に置き換えます。

「法的根拠 (不法行為を含みます) の如何を問わず、一方当事者の相手方当事者に対するすべての損害賠償請求には、以下を適用するものとします。

**(1) 無制限の賠償責任：**両当事者は、故意の違法行為または重過失に基づく作為または不作為に対して無制限の賠償責任を負います。製造物責任法 (「**Produkthaftungsgesetz**」) に基づく請求、または人身傷害もしくは死亡に起因する請求は、適用法に従って処理されるものとします。同様のことは、本製品または成果物の構成に対する保証を行った後に発生した欠陥、不正に隠蔽された欠陥があった場合、および契約前の交渉における懈怠に基づく請求にも適用されます。本契約のいかなる規定も、(i) サブスクリプションに関するお客様の支払い義務、(ii) 本製品の破損または喪失に対するお客様の賠償義務、(iii) 本製品の利用上の制限に対するお客様の違反、(iv) お客様による他者 (Dell を含みます) の知的財産権の侵害または不正利用、(v) 本契約に基づくお客様の補償義務、および (vi) 適用法が禁じている状況について、責任を除外または制限するものではありません。Dell、Dell の仕入先および Dell の関係会社は、サードパーティー製品、またはフリー ソフトウェアもしくは開発ツール (いずれも [EULA](#) で定義) をお客様が使用したこと、またはこれらの使用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。

**(2) 制限事項：**軽過失の場合、両当事者は、契約上の重要な義務 (契約の遂行および適切な履行のために履行が不可欠な義務であって、その義務が遵守されることに相手方当事者が通常依拠するかまたは依拠する可能性があり、その義務の違反により契約の目的の達成が危険にさらされるような義務) に違反した場合にのみ賠償責任を負います。その場合、軽過失に対する賠償責任は、契約に典型的な予見可能な損害に限定されます。これは、特に不法行為請求を含め、法的根拠に関係なくすべての損害賠償請求に適用されます。Dell がデータの喪失に対して責任を負う範囲において、責任は、お客様がデータを適切にバックアップ (またはミラーリング) していた場合に発生したであろう、利用可能かつ回復可能なデータを回復するための通常の作業に限定されます。

**(3) 賠償責任の上限：**軽過失の場合はさらに、賠償責任が 100,000 ユーロ、または紛争を引き起こした事由が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様がサブスクリプションについて Dell に支払った金額に制限されます。

**(4) 除外事項：**軽過失の場合、(i) 利益、収入、収益の喪失、(ii) 信用または評判の損失については賠償責任を負わないものとします。Dell (および Dell のサードパーティー サービス プロバイダー) は、これらの契約条件の「ソフトウェア ライセンス条件」の規定において言及されている [EULA](#) に定義されたサードパーティー製ソフトウェア、フリー ソフトウェア、開発ツールの使用または使用の試みから生じる、またはサードパーティー製品の使用から生じる損害に対して賠償責任を負わないものとします。

**(5) 保証：**Dell は、スイス債務法 (OR) に基づき、Dell の無限責任または過失や不正行為の有無を問わない責任を伴うような本製品または本サービスに関する保証 (「**Beschaffheitsgarantie**」) を行いません。ただし、無限責任や過失または不正行為の有無を問わない責任について書面により明示的に同意している場合を除きます。「保証」や類似の語句の使用のみによって、前述の責任を立証するに足るとはみなされないものとします。ただし、かかる語句の使用は、合意された責任の制限が適用される Dell の拘束力を有する契約上の義務を立証するとみなされます。

**(6) Dell および従業員：**前述の制限は、Dell の従業員およびサードパーティーの仕入先 (Dell の関係会社を含みますが、これに限定されません) に対して主張される請求および支払い (「**Aufwendungen**」) に関しても準用されるものとします。」

